

## 【会議録（書面会議）】

会 議 名	令和3年度第2回多摩市情報公開・個人情報保護運営審議会
開 催 日 時	令和3年4月15日（木） 会議開催通知及び資料送付 令和3年4月20日（火） 委員からの質疑集約 令和3年4月21日（水） 委員へ質疑回答 令和3年4月23日（金） 委員からの意思集約 令和3年4月23日（金） 結果通知 ※上記やり取りをもって一回の会議開催とみなします。
開 催 場 所	書面会議により開催（新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため。）
委 員	藤崎会長、牛島委員、川合委員、小谷委員、櫻井委員、帆足委員、松村委員
事 務 局	総務部文書法制課文書公開係
会 議 次 第	審議事項 1 個人情報の目的外利用（子ども青少年部子育て支援課）
送 付 資 料	資料1 審議会諮問書（個人情報の目的外利用／子育て支援課）
会議の結果及び主要な意見	
委員	1 個人情報の目的外利用（子ども青少年部子育て支援課） （委員からの質疑と回答） 別紙1の裏面7にある保護措置の内容記載によると、外部に持ち出すことはないがあるが、別紙2において金融機関へ振り込み媒体を通知するのであるから、外部へ持ち出しは発生すると思われる。情報保護対策はいかようなものでしょうか？
子育て支援課	金融機関へ振り込み媒体を通知する際の情報保護対策について 金融機関へ振り込み媒体を通知する際は、情報システムにおける外部記録媒体取り扱い共通実施手順書に基づき情報システムにおける個人情報・重要情報持ち出し記録簿に記入し業務情報管理者の確認を行った後、会計課に当該データをお渡しします。 会計課審査後、会計課より同執務室内にある金融機関出先機関へデータをお渡します。振込完了後のデータについては金融機関よりデータを引き取った後にデータを削除し業務情報管理者の確認を得ます。その他につきましては外部に持ち出すことはなく執務室内にて事務を行い、施錠するキャビネットに保管いたします。
委員	別紙2の多摩市欄の①の対象者リストが、銀行の振込処理につながっていないが、支給方法は？

子育て支援課	<p>審査（内容確認）の際に児童扶養手当受給者の情報を確認いたします。①の支給者については申請不要のため支給拒否の方を除き支給となります。</p> <p>また②・③・④の対象者についても申請を受け付けた後、審査（内容確認）を行い支給します。</p>
委員	<p>申請②③④の対象者が申請する流れについて、審査に回されると申請書情報登録へ行く人と、支給拒否の申立をする人に分かれて、拒否の申立をした人が再び、審査を受けることになるように図からはとれる。</p> <p>審査が終わると情報登録し、次に可否判定がされ、給付決定へと続くが、拒否申立した人は、審査をされているのに、又、可否決定で確認されることになるのか？</p>
子育て支援課	<p>②・③・④の対象者につきましては、支給要件に該当する方が本人の意思により申請されるため拒否は基本的にはないものと考えています。</p> <p>審査（内容確認）から申請省略への矢印の意は①の対象者が拒否の申立書を提出された場合、不支給決定を行う前に事前に電話にて確認をとる予定です。</p> <p>（結論）</p> <p>全委員の7名から承認の意思表示があったため、個人情報の目的外利用（子ども青少年部子育て支援課）については同意するものとします。</p>